

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第59号

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例

名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第19条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、その使用料の額が 100 円未満となる場合の使用料の額は、100 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市みどりが丘公園条例第19条第 1 項の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。